一一年目から一三年目までの各年における住宅借入金等特別税額控除額として、本税額控除の適用ができる。

イ　一般の住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外の住宅）　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額

(イ)　特別特定住宅借入金等の年末残高（四、〇〇〇万円を限度）に一パーセントを乗じて計算した金額

(ロ)　当該住宅の取得等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額又は費用の額から当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額（以下「消費税額等相当額」という。）を控除した残額として一定の金額（四、〇〇〇万円を限度）に二パーセントを乗じて計算した金額

ロ　認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅　次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額

(イ)　認定特別特定住宅借入金等の年末残高（五、〇〇〇万円を限度）に一パーセントを乗じて計算した金額

(ロ)　当該認定住宅の新築等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額から当該認定住宅の新築等に係る対価の額に含まれる消費税額等相当額を控除した残額として一定の金額（五、〇〇〇万円を限度）に二パーセントを乗じて計算した金額

(2)　特別特定取得とは、当該住宅の新築取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等相当額が、当該住宅の新築取得等に係る課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第三条の規定による改正後の消費税法第二九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の新築取得等をいう。

(3)　二以上の住宅の新築取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の計算の調整措置、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、所要の措置を講ずる。

(五)　次の給付金等については、所得税を課さないこととした。（租税特別措置法第四一条の八関係）

(1)　児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受ける者等に対して給付される一定の給付金

(2)　児童養護施設に入所している者等に対して都道府県等が行う金銭の貸付けに係る債務の免除を受けた場合の当該免除により受ける経済的な利益の価額

(六)　政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第四一条の一八関係）

(七)　保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例を廃止することとした。（旧租税特別措置法第四一条の二〇の二関係）

法人課税

(一)　中小企業者等の法人税率の特例について、適用対象から普通法人のうち適用除外事業者に該当するものを除外した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の三の二及び第六八条の八関係）

(二)　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条、第四二条の四及び第六八条の九関係）

(1)　試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、次のとおりとする。

イ　特別税額控除割合を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（一〇〇分の一〇を上限とする。）とする。

(イ)　増減試験研究費割合が一〇〇分の八を超える場合　一〇〇分の九・九に、その増減試験研究費割合から一〇〇分の八を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合

(ロ)　増減試験研究費割合が一〇〇分の八以下である場合　一〇〇分の九・九から、一〇〇分の八からその増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（一〇〇分の六を下限とする。）

(ハ)　当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　一〇〇分の八・五

ロ　次に掲げる要件を満たす一定の法人の特別税額控除の適用を受けることができる上限額を当期の法人税額の一〇〇分の四〇（改正前一〇〇分の二五）相当額とする。

(イ)　適用を受ける事業年度が法人の設立の日から同日以後一〇年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること。

(ロ)　適用を受ける事業年度終了の時において純損失等の金額があること。

ハ　特別税額控除割合（右記イ及び左記ニ(イ)の上限を一〇〇分の一四とする措置の適用期限を二年延長する。

ニ　試験研究費割合が一〇〇分の一〇を超える場合の措置について、次のとおり改組した上、その適用期限を二年延長する。

(イ)　特別税額控除割合を、右記イ(イ)から(ハ)までにより算出した割合とその算出した割合に控除割増率（その試験研究費割合から一〇〇分の一〇を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（一〇〇分の一〇を上限とする。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（一〇〇分の一〇を上限とする。）とする。

(ロ)　特別税額控除の適用を受けることができる上限額に、当期の税額にその試験研究費割合から一〇〇分の一〇を控除した割合に二を乗じて計算した割合（一〇〇分の一〇を上限とする。）を乗じて計算した金額を上乗せする。

(2)　中小企業技術基盤強化税制について、増減試験研究費割合が一〇〇分の五を超える場合の措置を増減試験研究費割合が一〇〇分の八を超える場合の措置に見直した上、その適用期限を二年延長する。また、右記(1)二(イ)と同様の措置を講ずる。

(3)　特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、次の見直しを行う。

イ　対象となる特別試験研究費の額のうち、委託研究に係る試験研究費の額の委託先を国の試験研究機関、大学その他の者（改正前国の試験研究機関、大学又は中小企業者）とする。

ロ　共同研究又は委託研究であって革新的なものに係る一定の試験研究費の額の特別税額控除割合を一〇〇分の二五とする。

ハ　特別税額控除の適用を受けることができる上限額を当期の税額の一〇〇分の一〇（改正前一〇〇分の五）相当額に引き上げる。

(4)　平均売上金額の一〇〇分の一〇相当額を超える試験研究費に係る特別税額控除制度を廃止する。

(5)　設立事業年度から分割又は現物出資による設立の日を含む事業年度を除く。

(三)　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、適用対象となる中小企業者を一定の中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）とした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の三、第四二条の六及び第六八条の一一関係）

(四)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の四、第四二条の一一の二及び第六八条の一四の三関係）

(1)　平成三一年四月一日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の承認を受けた事業者がその承認地域経済牽引事業（地域の